

日付：2025年8月7日

氏名：本間 保

東京電力 に対する質問

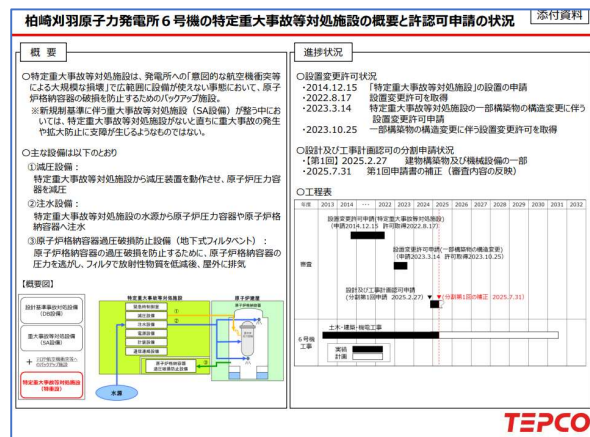
8月の定例会資料 P23

注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

【添付資料】

- ・ [柏崎刈羽原子力発電所6号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況](#)
- ・ [柏崎刈羽原子力発電所7号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況](#)

の6号機資料（リンクのみ）



の左上の部分

概要

○特定重大事故等対処施設は、発電所への「意図的な航空機衝突等による大規模な損壊」で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するためのバックアップ施設。

※新規規制基準に伴う重大事故等対処施設（SA設備）が整う中においては、特定重大事故等対処施設がないと直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるようなものではない。

について質問します

1 「※新規規制基準に伴う重大事故等対処施設（SA 設備）が整う中においては、特定重大事故等対処施設がないと直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるようなものではない。」

と記載されているが、「支障が生じるものでない」ならば設置する必要はないのではないかと

2 この部分で「直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が・・・」 とあるがここでいう「直ちに」とはいかなる意味か？

また直ちにでなく、しばらく時間が経った時には「支障が出る」という意味か？

3 この前提として前段で、「新規制基準に伴う重大事故等対処施設（SA 設備）が整う中においては」と記載されているが、SA 設備が整わない（損傷を受けたりしている）時には、この限りでなく、直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じうる 可能性もあるという理解でよろしいか？

4 この部分最初の特重の説明について、「発電所への「意図的な航空機衝突等による大規模な損壊」で広範囲に設備が使えない事態」と書かれている。「大規模な損壊」に、SA 施設の損壊は含まれていると考えるかいかがか？

そうであればその場合、※ の「（SA 設備）が整う中においては」に該当せず、「直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるようなものではない。」は否定される、即ち直ちに支障が生ずる可能性があるとして理解してよろしいか？